

# 創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 再生可能エネルギーの推進上、障害となっている規制等の見直し(送電網の活用促進について)	1
2 - 風営法ダンスクラブ営業時間緩和について	1
3 - 引火性液体危険物の定義の見直し(引火点の見直し)	2
4 - タンク溶接部磁粉探傷試験方法(線状磁粉模様の再研削・再試験)の明確化	2
5 - タンク溶接部浸透探傷試験の見直し	3
6 - 石油コンビナート等災害防止法の性能規定化	3
7 - 消防車3点セットの大型高所放水車の代替としてI-S型普通泡放水砲の完全採用	4
8 - 「消防の用に供する機械器具」の一部の検定適用除外化	4
9 - 高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	5
10 - 高圧ガス保安法における石油学会規格の「フランジ及びPTレーティング」の最新版の採用	5
11 - 高圧ガス保安法における大臣認定弁の規程の除外	6
12 - 高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	6
13 - 独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	7
14 - 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	7
15 - 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	8
16 - 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	8
17 - 役員を受益者とする自社株式交付スキーム(役員株式交付信託)の受益者確定時の本人確認免除	9
18 - 個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産の運用対象とすること	9
19 - 厚生年金基金における財政決算報告書の提出期限の見直し	10
20 - 厚生年金基金における財政再計算報告書の提出期限の見直し	10

21	- 厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の 計算方法の見直し	.....	11
22	- 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	.....	11
23	- 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	.....	12
24	- 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について	.....	12
25	- 確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する 場合の手続きについて	.....	13
26	- 確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化	.....	13
27	- 確定給付企業年金制度における代行返上後の非継続基準に係る緩和措置	.....	14
28	- 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱 退一時金相当額の移換	.....	14
29	- 中退共解約前から実施する確定給付企業年金への解約手当金の移換	.....	15
30	- 確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止	.....	15
31	- 動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し①(指定登録所の増設)	.....	16
32	- 動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し②(登記内容に変更や誤りがあった場合の 迅速処理等)	.....	16
33	- 提携教育ローン、提携リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	.....	17
34	- 提携教育ローンに対する改正割賦販売法の適用の見直し	.....	17
35	- 預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローン等を割賦販 売法の規制対象から除外	.....	18
36	- 普通銀行本体における不動産関連業務の取扱い解禁	.....	18
37	- 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	.....	19
38	- 生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	.....	19
39	- 地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	.....	20
40	- 税金・公金・公共料金の収納における銀行等の本人確認、記録保存義務の緩和	.....	20
41	- 成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	.....	21
42	- 発行体向けクロス・マーケティングの解禁	.....	21

43 - 銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	.....	22
44 - 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	.....	22
45 - 銀行系ベンチャーキャピタル(特定子会社)の業務範囲の拡大	.....	23
46 - 銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	.....	23
47 - 銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	.....	24
48 - PFI事業(コンセッション)における規制緩和	.....	24
49 - 国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	.....	25
50 - シンジケート・ローンにおける資産査定の一斉化	.....	25
51 - ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	.....	26
52 - ABLの普及促進に資する動産・債権譲渡登記制度及び債権法の整備	.....	26
53 - 「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	.....	27
54 - 残余財産売却による弁済を前提とした学校法人資金調達環境の整備	.....	27
55 - リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し	.....	28
56 - 都銀等による信託業務に係る規制緩和	.....	28
57 - 銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	.....	29
58 - サービサーが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	.....	29
59 - ファクタリング業務に係る規制緩和	.....	30
60 - 銀行子会社の業務範囲規制の緩和(短資会社の有価証券関連業務)	.....	30
61 - 銀行保有資産の有効利用に資する業務規制の見直し	.....	31
62 - 銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和	.....	31
63 - 銀行の営業時間変更の弾力化	.....	32
64 - デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	.....	32
65 - 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	.....	33
66 - 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	.....	33
67 - 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	.....	34
68 - 外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	.....	34

69 - 特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し	.....	35
70 - 銀行代理業の許可申請(届出)に関する規制緩和	.....	35
71 - 基準議決権数超過保有に係る申請手続の簡素化	.....	36
72 - 銀行が営む信託契約代理店業に係る財務局宛届出書の緩和	.....	36
73 - 銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和	.....	37
74 - 株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	.....	37
75 - 銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	.....	38
76 - 臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	.....	38
77 - 「事業の譲受け」に関する広告義務の緩和	.....	39
78 - 債権回収会社の社名表記規制の緩和	.....	39
79 - 車検	.....	40
80 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	.....	40
81 - 企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	.....	41
82 - デジタルダーツ機に関する風営法適用除外へのお願い	.....	41
83 - 流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する要望(価格制限行為規制の適用除外等)	.....	42
84 - 軽自動車規制撤廃	.....	42
85 - 事業型ファンド(金融商品取引法では出資対象事業持分)における金銭の分別管理方法について	.....	43
86 - 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和	.....	43
87 - 動産譲渡登記の公示性の強化	.....	44
88 - 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	.....	44
89 - 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	.....	45
90 - ビル衛生管理法、及び事務所衛生基準規則の浮遊粉塵基準の0.15mg/m <sup>3</sup> は早急に改定すべき	.....	45
91 - アプリ(前払式バーチャルコイン付き)廃止時における日刊新聞への公告義務について電子的な代替手段の活用	.....	46
92 - インターネット上で不動産取引の重要事項説明を実施する件	.....	46

93 - 二輪独自の高速道路通行料金設定	.....	47
94 - 「一般保険料率の変更」認可申請の緩和	.....	47
95 - 特殊車両の通行許可に関する規制の見直し	.....	48
96 - 登録自動車における封印(制度)に関し、封印の文字表記を全国統一とすること	.....	48
97 - 自動車の登録手続きにおける番号標板(ナンバープレート)の「後返納制度」の採用	.....	49
98 - 出張封印(指定整備業者・行政書士)制度を甲種の分室制度に組込むこと	.....	49
99 - 生協法に基づく全労済の代理店締結を信用組合も可能とするよう範囲の拡大を要望	.....	50
100 - 登録車の封印制度の廃止	.....	50
101 - 第一種低層住居専用地域での小売店設置の規制を緩和する	.....	51
102 - 極度方式基本契約締結後、「例外的に指定信用情報機関を利用した定期調査が不要となる 場合」の条件変更	.....	51
103 - 特殊車両の通行許可について	.....	52
104 - 用途地域内における建築物の用途制限の見直し、緩和	.....	52
105 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	.....	53
106 - 生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	.....	53
107 - 食品リサイクル法の見直し	.....	54
108 - 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化及び窓口の一本化	.....	54
109 - クリーニング所開設に関する規制の見直し	.....	55
110 - 電気主任技術者試験の科目免除期間の延長	.....	55
111 - 太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についての賃借権の設定	.....	56
112 - 土地建物売買時における屋根又は屋上での20年間の太陽光発電事業の担保	.....	56
113 - 信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	.....	57
114 - 預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローン等を割賦販 売法の規制対象から除外	.....	57
115 - 生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加	.....	58
116 - 保険窓販に係る非公開情報保護措置の撤廃	.....	58
117 - 保険窓販に係る融資先販売規制の見直し	.....	59

118 - 保険窓販に係る保険金額制限の見直し	.....	59
119 - 生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	.....	60
120 - 金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	.....	60
121 - 確定拠出年金の脱退要件の緩和	.....	61
122 - 確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続きの緩和	.....	61
123 - 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	.....	62
124 - 特定融資枠契約に関する法律における借主の範囲に信用金庫連合会を追加	.....	62
125 - 風営法第二条第一項:ダンス営業にかかる解釈の明確化	.....	63
126 - 風営法第二条第一項第八号における規制対象遊技施設に対する明確化	.....	63
127 - 風営法第二条第一項における「接待飲食営業」の定義	.....	64
128 - 古民家活用のための旅館業法などの規制見直し提案	.....	64
129 - 国交省OSSについて 一度の手続きで完結する現行OCRに加えて、OSSの付加システムは中止すべき	.....	65
130 - 登録自動車の封印は、登録権利者(所有者又は代理人)の自己責任において封印すること	.....	65
131 - 国土交通省自動車局長通達の廃止をすべきである	.....	66
132 - 都心のビルに地下鉄の駅や保育園などを設置した場合その分容積率の緩和	.....	66
133 - マンションの建て替え促進による需要の創出	.....	67
134 - 送電線・ガスパイプラインの敷設促進に向けて、公益特権が認められる場合を拡大し、道路の地下や河川側の地下を解放する改革	.....	67
135 - 流通取引慣行ガイドラインの見直し(再販売拘束規制・拘束条件取引規制の見直し等)	.....	67
136 - 主任技術者の確保(兼任要件の緩和措置等)	.....	68
137 - 再生可能エネルギー 土地利用期間賃借権	.....	68
138 - 再生可能エネルギー 借地権登記	.....	69
139 - 再生可能エネルギー / プロジェクトファイナンス -- 契約への担保権設定	.....	69
140 - 風営法の7号営業である麻雀店の営業において、深夜営業の規制を撤廃、もしくは緩和を検討すべきである	.....	70

141 - クラウド 及び メディア変換サービスを阻害する規制の撤廃	.....	70
142 - 電気事業法に関する規制緩和	.....	71
143 - 電力需要家の電力消費情報の電気事業者以外への開示について	.....	71
144 - 河川管理施設等の設置基準の明確化	.....	72
145 - クラウドによるTV番組録画・VOD配信	.....	72
146 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その1・再販売価格維持行為の見直し)	.....	73
147 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その2・再販売価格維持行為の具体化)	.....	73
148 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その3・表示価格拘束の合法化)	.....	74
149 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その4・流通調査の合法化)	.....	74
150 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その5・希望価格・参考売価の提示の合法化)	.....	74
151 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その6・流通事業者の不正行為の明示)	.....	75
152 - 「流通・取引慣行ガイドライン(その7・競合品の取扱い制限、販売地域の制限等に関する要件の緩和)	.....	75
153 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その8・インターネット販売の特性などを踏まえた再販価格維持行為等の違法行為の明文化)	.....	76
154 - 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	.....	76
155 - 子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	.....	77
156 - 少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	.....	77
157 - 保険会社の子会社業務としての「防災事業」「介護サービス関連事業」の範囲を拡大する。	.....	78
158 - ロードアシスタンス提供時の旅客輸送の規制を緩和する。	.....	78
159 - 確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	.....	79
160 - 確定拠出年金の中途引出要件の緩和	.....	79
161 - 確定拠出年金の加入対象者の拡大	.....	80
162 - 銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	.....	80
163 - 確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	.....	81
164 - 法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	.....	81
165 - 民間事業者によるマイナンバー利用	.....	82

166 - 電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	.....	82
167 - 住民票請求における提出書類の簡略化	.....	83
168 - 医療保険の「一般保険料率の変更」時の申請緩和(許認可⇒届出)	.....	83
169 - 廃棄物処理施設の届出時の提出書類(住民票及び登記事項証明書)の緩和	.....	84
170 - レンタカー貸渡証の電子媒体の容認	.....	84
171 - 機関投資家による、議決権行使結果開示の義務化	.....	85
172 - 新規格車の自由走行について	.....	85
173 - 確定給付企業年金制度(DB制度)における代行返上後の非継続基準での緩和措置の実施	.....	86
174 - 特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	.....	86
175 - 保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	.....	87
176 - 外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和	.....	87
177 - 保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	.....	88
178 - 総重量50tを超えるトレーラーの牽引車を空車や軽荷でも実質60km/hに制限している規制の見直し	.....	88
179 - 確定給付企業年金制度(DB制度)での個人単位の権利義務移転・承継での手続き簡素化	.....	89
180 - 新規格車の全長、最遠軸距での規制について	.....	89
181 - 有価証券届出書(参照方式)の参照書類の合理化	.....	90
182 - 発行登録書等の添付書面の合理化	.....	90
183 - 有価証券届出書の記載簡素化	.....	91
184 - 公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	.....	91
185 - 公開買付けにより取得した株券等を第三者へ譲渡することが決定している場合の公開買付け届出書における記載の簡素化	.....	92
186 - 自己株式を対象とする公開買付けにおける公開買付け期間最終日から決済開始日までの短縮化	.....	92



187 - 公開買付制度の「株券等所有割合」計算における、買付者と特別関係者での重複加算の解消	93
188 - 銀行代理業における、事業性資金貸付の媒介の自由化	93
189 - 自己資本規制比率の緩和	94
190 - 外国上場ETF・REITの投信法上の届出義務の緩和	94
191 - 投信乗換え規制の外国ETFに関する緩和	95
192 - 届出を要しない有価証券の売出しに係る外国投信の対象要件の緩和	95
193 - 英文開示銘柄に関する説明義務に係る規制の緩和	96
194 - PTSにおける信用取引の解禁	96
195 - 会社法における自己株式処分手続の緩和	97
196 - 確定拠出年金における支給要件の緩和	97
197 - 確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	98
198 - 中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	98
199 - 確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	99
200 - 確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	99
201 - 閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	100
202 - 確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	100
203 - 確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化	101
204 - 確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	101
205 - 中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入	102
206 - 確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	102
207 - 厚生年金基金における解散手続きの簡素化	103
208 - 厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進策の実施	103
209 - 都市計画法第34条第4号の市街化調整区域の基準見直し	104
210 - 民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	104
211 - 行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	105

212 - 生命保険料控除証明書の電子媒体(PDFファイル等)での発行	.....	105
213 - 建設業法上の役員要件	.....	106
214 - 金融商品取引に係る広告における表示項目の記載の簡素化	.....	106
215 - 店頭外国為替証拠金取引に関する不招請勧誘禁止の撤廃	.....	107
216 - 金融商品仲介業における店頭外国為替証拠金取引の取扱いの追加	.....	107
217 - 食品衛生法上の飲食店営業(オープンテラス、移動販売、屋台)	.....	108
218 - 吊上げ式自動車車庫(タワーパーキング)の取扱いについて	.....	108
219 - 外国法人との新規国際ローミング契約締結に係る認可について、届出制へ変更すること	.....	109
220 - NGNアンバンドル(音声の優先制御の開放)	.....	109
221 - ドライカップ等、メタル回線に係る接続料算定方法の見直し	.....	110
222 - 風力発電事業に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価(アセスメント)の審査期間の短縮	.....	110
223 - 太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度の整備	.....	111
224 - フェムトセル基地局の技術基準等の緩和	.....	111
225 - 陸上移動局免許(22,26,38GHz帯)申請における移動範囲の全国化	.....	112
226 - 特定商取引に関する法律による、通信販売電子メール広告規制の見直し	.....	112
227 - 「通信の秘密」に該当する通信履歴等データの活用に向けた規制緩和・考え方の整理(ビッグデータ利活用)	.....	113
228 - 包括免許制度の拡大	.....	113
229 - 5GHz帯登録局や25GHz帯免許不要局等を携帯電話基地局のエントランス回線に使用する際の条件緩和	.....	114
230 - 無線局免許の簡易な手続き	.....	114
231 - 電気事業者からの直接受電要件の緩和	.....	115
232 - 携帯電話の電気通信番号の指定数の増加	.....	115
233 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等におけるダンスの取り扱いについての意見	.....	116
234 - 河川法の河川管理施設と電気事業法の電気工作物の重複規制の見直し	.....	116
235 - 保険業法第137条第1項、第140条第2項に基づく通知の柔軟化	.....	117

236 - 金融機関のリース子会社等が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和について	.....	117
237 - 従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和について	.....	118
238 - 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース業務の範囲)について	.....	118
239 - 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース目的で取得した新品物件の売買)について	.....	119
240 - 金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(不動産リース、収入制限、物件売買の範囲)について	.....	119
241 - 金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(リースに付随する電気通信業務の解禁)について	.....	120
242 - 廃棄物処理法について	.....	120
243 - エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について	.....	121
244 - エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)における特定建築物の維持保全の状況報告について	.....	121
245 - 再生利用認定の対象範囲拡大について	.....	122
246 - 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)について	.....	122
247 - 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和について	.....	123
248 - 貸金業法の書面交付・行為規制について	.....	123
249 - 借地借家法における正当事由制度の見直しについて	.....	124
250 - 古物商に係る届出手続きの簡略化について	.....	124
251 - コーポレート・ガバナンスに関する報告規律の重複の整理	.....	125
252 - PFI事業におけるSPCの契約上の地位の譲渡の柔軟化	.....	125
253 - 確定拠出年金の特定商品除外の要件の緩和	.....	126
254 - 各都道府県の指定構造計算適合性判定機関の機能強化	.....	126
255 - 「信書に該当する文書」に関する要件の緩和	.....	127
256 - 配置技術者の専任義務の条件の緩和	.....	127
257 - 自社工場間の廃棄物の収集運搬における規制の緩和	.....	128

258 - 産業廃棄物処理許可の拡大	.....	128
259 - 有料道路の整備主体、料金徴収主体等を規定する条項の緩和	.....	129
260 - 瀬戸内海における夜間航行制限の緩和	.....	129
261 - 確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	.....	130
262 - 確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて	.....	130
263 - 資金決済法制度でのサービス廃止(バーチャル・コインなど前払式支払手段の廃止)時の公告方法の見直し	.....	131
264 - フェムトセル基地局の電波法関係法令の基準の緩和	.....	131
265 - 特殊車両の通行許可制度の撤廃	.....	132

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	9月30日	12月24日	再生可能エネルギーの推進上、障害となっている規制等の見直し（送電網の活用促進について）	<p>送電網の活用促進について</p> <p>(1)太陽光・風力について、①「みなし節電」や「自己託送」における「30分同時同量」規制（電気事業法24条の3に基づく託送供給約款に規定）の緩和。</p> <p>②また、「同時同量」が達成できなかった場合に発生する「インバランス料金」（同上託送供給約款に規定）が高過ぎるので、その見直しを図りたい。</p> <p>③現在のアンシラリー料金は高過ぎるので（一般電気事業託送供給約款料率算定規則（平11.12.3、通産省令106号）に基づく）を、見直されたい。</p> <p>④電気工作物の規模に応じた設置認可が、電気事業法47条1項及び同施行規則65条、66条、別表第1により、必要とされているが、従来は、電力融通のニーズが小さかったため、容量も小さかったものと思われるが、3.11後の情勢変化により、実態が大きく変わっており（電力融通ニーズの急増）、的確に対応することが急務と思われる。</p> <p>(2)風力発電について、現行の系統設備・運用では、好風況地域の風力発電導入ポテンシャルをいかせない。具体的には、「優先接続」について、欧州に比べ、優先性が低いことから見直す必要がある。</p> <p>※欧州における優先接続（日本との違い）：招集では、原則送電事業者が電線を建設するが、日本は風力発電等を開発する事業者が引くこととなっている。この考え・規制が欧州並みに改められると、立地の可能性が大きく広がる。</p>	市民キャビネット農都地域部会 バイオマス発電事業化促進WG	経済産業省
2	10月17日	12月24日	風営法ダンスクラブ営業時間緩和について	<p>現状12時で営業終了となっているダンスクラブの営業時間を翌朝5時まで伸ばす。</p> <p>理由</p> <p>ダンスクラブを愛好する者にとって、大きな音で踊れるような場所が年々取締を受けて減ってきている。風営法の許可通りだと12時までしか営業できなく、違法状態のなか営業せざるを得ない。グレーゾーンのまま営業していると、揉め事が起こった時に警察との連携が取りづらく、結果的にクラブ内で起こったトラブルを、クラブ内で解決する事ができない。</p> <p>例えば、クラブ特区を作り、その域内では制限時間を撤廃して営業してみる社会実験を行う。警察がすぐ介入できるよう、営業者と緊密に連携ができるようになれば、クラブ内の治安はさらに良くなるのではないかと。</p> <p>そして、酒類の販売はクラブと常設された飲食店のみで提供し、クラブ内には酒の持ち込みは原則不可とするなどし、泥酔状態の者をクラブ内に入れないような配慮を行う。</p> <p>または、酒類の販売自体も禁止にして、飲酒によるトラブルを防ぐことも視野にいれたい。</p> <p>安全に、そして楽しく、魅力あるクラブ文化を再定義することで、逆に日本の音楽シーンのクリーンさをアピールし、世界中からの視線を集めていきたい。</p>	個人	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	10月17日	12月24日	引火性液体危険物の定義の見直し(引火点の見直し)	<p>【内容】引火点の上限設定については、平成13年度の法改正により250度以上の引火性液体危険物是非危険物とされているが、危険物施設の火災事故と一般火災事故の発生件数を比較し、また地震対策等の安全対策推進状況を勘案しつつ、下記のような国際整合化を図っていただきたい。なお検討に際しては、保安の確保は、何も危険物に限ったことではなく、指定可燃物としても可能であることを考慮していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 引火性液体危険物については、国際基準と整合を図り、引火点の上限を93度に引き下げていただきたい。</li> <li>2. 引火点区分についても各国並に見直していただきたい</li> </ol> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国連では、世界共通で使えるシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」の採用が決定している。</li> <li>2. 世界各国の法律では、100度近辺を上限にそれ以上の引火点を有する物質に対する法規制はしていない。これらの高引火点の物質は、危険物とは見なされておらず、管理は事業者の自己管理に任されている。</li> <li>3. これまでいただいた、高引火点危険物の火災発生頻度が非常に低いとはいえないから、危険物規制から外すことはできないとの回答は、規制しているからこの程度で済んでおり、規制から外すと火災発生頻度が増加すると解釈できるが、火災発生頻度は、規制の有無によるものではなく、取扱数量(母数)、取扱状況の実態(危険性、頻度等)などその他の要因によるものと考えられる。また、火災の発生頻度を基準に規制対象を決めているわけでもない。平成24年の危険物施設の火災の出火原因物質別件数を見ると、全体198件に対して、危険物は107件であり、危険物以外の原因が91件もあり、さらに危険物107件中の第4類(97件)以外は、わずか10件という事実からも理解できる。危険物規制から離れたとしても、「自己責任」、「指定可燃物」などをキーワードとして、保安の確保が可能であるため、火災発生頻度を論点として議論する問題ではない。</li> <li>4. 石油製品を消費する日本の多くの産業が危険物の規制から解かれ、貯蔵・製造・流通・文書管理コスト等が削減され、国際競争力の向上につながる。</li> </ol>	石油連盟	総務省
4	10月17日	12月24日	タンク溶接部磁粉探傷試験方法(線状磁粉模様)の再研削・再試験)の明確化	<p>【内容】磁粉探傷試験の線状磁粉模様の長さについては、危険物の規制に関する規則(省令)で4mm以下と定められているが、磁粉探傷試験による溶接部審査の際に、4mm以下の場合でも疑似模様か否かの確認のため、溶接部表面を削って再試験を行うことがある。この行為は、「割れ(不合格)」であるか否かの判断が困難な場合に限定されるべきものであり、その他のやや丸みを帯びた線状磁粉模様(模様の長さがその幅の3倍以上のもの)には適用しないことを明確に示していただきたい。</p> <p>【理由】特に凹凸もなく磁粉探傷試験に支障のない溶接部で、線状磁粉模様の長さが4mm以下であって、明らかに「割れ(不合格)」ではないと判断できるやや丸みを帯びた、あるいはやや幅のある模様(長さがその幅の3倍以上のもの)は、その時点で合格基準を満足している。この模様に対して、「割れ(不合格)」と疑似模様を判別するために適用する溶接部表面の再研削、再試験を行った場合、模様の長さが進展して4mmを超え、合格から不合格へと判定が変わるケースが多々ある。</p> <p>以上のようなことを溶接部審査の際に行われると、事前に実施してある社内検査の結果が覆され、溶接部審査そのものが不合格となる。その結果、社内検査のやり直し、追加補修、溶接部審査の再受審などが発生して当該タンクの定期開放期間が延び、さらには事業所全体のタンク定期開放計画が大幅に狂うことになる。</p> <p>事業者に対し、法で求める以上の無用な負担をかけないように、磁粉探傷試験の方法を公に明確化する必要がある。</p>	石油連盟	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	10月17日	12月24日	タンク溶接部浸透探傷試験の見直し	<p>【内容】磁粉探傷試験の磁粉模様の高さに関し、高さがその幅の3倍未満のもの(形状が楕円～円状に近いもの)は、浸透探傷試験による指示模様の高さとするように定められているが、磁粉探傷試験後、さらに浸透探傷試験を行って高さを求めることは行わずに、磁粉探傷試験で直接確認できる高さをそのまま判定の対象とするように見直しをいただきたい。</p> <p>【理由】タンク溶接部の検査で、磁粉探傷試験によるのが困難な場合は、浸透探傷試験を行うことができるとあり、理論的にも技術的にもそれぞれ独立した試験で、特徴の違いはあるものの法的にはお互いに代替することができる対等の試験である。にもかかわらず、提案の具体的内容に記載したように、磁粉探傷試験の円状に近い模様に対してのみ、さらに追加で浸透探傷試験を行って模様の高さを測るよう求めている。</p> <p>浸透探傷試験はその性質上、傷の実寸法より指示模様が拡大されるようになっており、磁粉探傷試験の模様長さより容易に数ミリメートル長く観察されるため、実際の傷は長さ4mm以下でも模様長さは4mmを超え、いたずらに補修対象を増加させているばかりである。</p> <p>磁粉探傷試験が困難な場合に浸透探傷試験を代替で行うことは、高圧ガス保安法、労働安全衛生法の世界でも同様であるが、圧力容器を扱うこれらの法令でも、磁粉探傷試験の円状の模様長さはそのまま評価(基準は同様に4mm)しており、円形状磁粉模様に対して改めて重複する浸透探傷試験を行い、別に判定させているのは消防法だけである。表面きずに対する重複検査はあまりにも過剰な検査である。なお、他法令で行っている放射線透過試験は100%実施ではなく、対象のきずも全く異なる。</p>	石油連盟	総務省
6	10月17日	12月24日	石油コンビナート等災害防止法の性能規定化	<p>【内容】防災資機材の技術は、海外では日進月歩である。石油コンビナート防災体制の高度化を図るため、仕様を限定することなく新技術を性能本位で導入できるようにしていただきたい。</p> <p>【理由】防災資機材等の規定は、法令あるいは技術基準で仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みになっている。防災資機材については、政令で、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、大容量泡砲水泡等と明示されており、これらの資機材に該当しないものは、法令上不適合となる。従って、このような制度の下で、新技術の資機材の消火実績を、データで説明しても、行政から、法の考え方はもともと異なるから、あるいは仕様規定を満たしていないからという理由で拒否される。消火は、法律で行うものではない。なお本提案は、性能評価を否定するものではない。</p> <p>以下に、提案理由を列記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行の仕様規定の下での新技術の機動的な導入は、法の解釈や運用だけでは法令上の限界があり、不可能である。</li> <li>2. コンビナート防災体制の高度化が、世界レベルの新技術を通して構築できる。</li> <li>3. 新技術に求めるものは、ピンポイント、短時間で消火できることにあり、その側面として、多人数の防災要員、高額なメンテナンス等のランニングコストなど付帯的な費用を要さないことが特徴であり、コンビナートの国際競争力を維持できる。</li> </ol>	石油連盟	総務省



番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	10月17日	12月24日	消防車3点セットの大型高所放水車の代替としてI-S型普通泡放水砲の完全採用	<p>【内容】浮き屋根式屋外貯蔵タンクのリング火災の消火に関し、最も効果のあるI-S型普通泡放水砲を使用することとし、消防車3点セットの1セット目から大型高所放水車の代替としての採用を可能としていただきたい。</p> <p>【理由】現状、タンク火災消火用に設置が規定されている消防車3点セットのうち、大型高所放水車は2セット目以降でしかI-S型普通泡放水砲への代替が認められておらず、大型高所放水車1台の保有が必須とされている。提案理由は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大型高所放水車で泡を放射しても、地上からではリング火災の状況や泡投入状況が見えないため、勘に頼る消火活動となり、殆どの泡が関係のない浮き屋根中央部やタンク外に落下し、消火が難しい。このような消火方法は、不経済、非効率であるばかりか、浮き屋根の沈下に繋がりがかねず、不安全な消火活動になる。タンク火災消火の先進国であるアメリカ防火協会(NFPA)は、地上からの泡放射による消火活動を厳禁し、高所放水車での消火は採用していない。</li> <li>2. I-S型普通泡放水砲は、タンク上部に設置できるため、火炎めがけてピンポイントで消火ができる。海外での消火時間実績は、平均2分～3分である。浮き屋根タンクのリング火災への対応が迅速になり、石油コンビナートの消防力が向上する。</li> <li>3. これまで、国内での高所放水車によるタンク火災消火成功例はなく(先に昭和52年の千葉県でのリング火災で奏功したとの回答がありましたが資料を公開願いたい)、逆に海外ではI-S型普通泡放水砲での多数の消火実績がある。また、タンク全面火災用に、海外の実績だけで「大容量泡放射システム」を導入した経緯もあり、リング火災に関して海外の実情を無視するのは問題がある。</li> </ol>	石油連盟	総務省
8	10月17日	12月24日	「消防の用に供する機械器具」の一部の検定適用除外化	<p>【内容】型式承認を受けようとする者は、あらかじめ日本消防検定協会が行う試験を受けなければならないと定められているが、石油コンビナート事業者が自らの責任で使用する場合、石油コンビナートで使用される「消防の用に供する機械器具」については、消防法の検定対象から外していただきたい。</p> <p>【理由】以下のように、検定制度は石油コンビナート事業所にとっては意味を失っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「消防の用に供する機械器具」は消火実績が全てであり、検定品よりも海外の実火災で裏づけられた実績のある製品を使用したい。</li> <li>2. 検定試験で得られる型式承認とは、「総務省で定める技術上の規格」に適合している旨の承認であるが、火災は法律で消火するものではなく技術で消火するものである。十勝沖地震でもそうであったが、総務大臣の型式承認証をバウチャーに消火器メーカーから見せられても、実際に消火ができないのでは意味がない。また、先端技術を導入したくても、既存の「総務省で定める技術上の規格」は先端技術の規格を想定しているわけではないため、省令を改正して先端技術用の特例基準を定め、基準に適合してからでないと使用は認められない。このため、省令改正の手続きだけでも最低1年を要し、国際競争下にある産業界の足かせになっている。</li> <li>3. 海外の先端技術を製造現場に機動的に導入できないため、消火性能が時代遅れの陳腐化した、かつコストも2倍～3倍高い旧態依然の検定品を使用せざるを得ない。</li> <li>4. 海外に例のない日本の検定制度はあまりにも世界からかけ離れ、時代遅れである。検定品を用いて消火できない場合、責任の所在が存在しない。結果的にはすべて事業者の責任となり、強制法規による規制強化となり、国際競争力が低下する循環を招いている。</li> </ol>	石油連盟	総務省



番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	10月17日	12月24日	高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用	<p>【内容】高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しているため補修に関する技術の記載がない。海外、また国内の高圧ガス保安法非適用設備への適用実績のある補修技術については法的に認定していただきたい。</p> <p>【理由】高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しているため補修に関する技術の記載がなく、高圧ガス部材の減肉あるいは穿孔等による劣化に対しては、高圧ガス保安法で認められた材料の一部又はすべての部材の取替えが必要となっている。これらは、ほとんどの場合、溶接等の火気使用を伴い、当該設備の運転停止、内容物のバージ等を必要としている。</p> <p>一方、海外では、いくつかの実績ある補修技術が確立されており、国内においても、高圧ガス保安法非適用設備への適用実績がある。例えば、ファーマナイト?は、国内においても高圧スチームの配管、フランジ、バルブ等のリーク箇所の補修技術として実績がある。また、ファーマナイト?は、海外において広く使用されており、日本の高圧ガス保安法対象相当の設備においても使用されているものと考えられる。</p> <p>また、前述のように現行法規では、高圧ガス部材の減肉等に対しては、ほとんどの場合溶接等の火気使用を伴う部材取替えとなり、当該設備のシャットダウン(SD)及びスタートアップ(SU)の非正常作業を必要としている。SD/SU作業時の非正常作業中における事故が多いことは広く知られている。</p> <p>以上のように、ファーマナイト?等が補修技術として認定されることは、ユーザーにとって補修に際して総合的なリスクを勘案した補修方法の選択を可能にし、製油所等の保安・安全確保の向上に資すると思われる。これら補修技術の調査、技術評価を進め法的にも認定していただきたい。</p>	石油連盟	経済産業省
10	10月17日	12月24日	高圧ガス保安法における石油学会規格の「フランジ及びPTレーティング」の最新版の採用	<p>【内容】高圧ガス保安法では「PTレーティング」はJPI-7S-15-1999に従うよう、例示基準や高圧ガス保安協会の技術基準に記載されているが、規格の年度の指定を外すかもしくは最新版の適用を運用として認めるなどに変更していただきたい</p> <p>【理由】高圧ガス保安法は機能性基準を許容する内容となっているが、実際に所轄団体が基準の適否を判断する場合には、慣習上、法律の文言や高圧ガス保安協会の技術基準通りに判断されることが多い。引用規格の一つである石油学会規格JPI-7S-65-2011「フランジ及びバルブのPTレーティング」は最新の米国ASME(機械学会規格)に従い基準が緩和されて、設計圧力、温度が同じ配管でも従来より低いレーティングのものが使用できるようになっている(例:同じ条件でクラス1500→クラス600になるなど)。しかしながら、機器フランジのP-Tレーティングについては、高圧ガス保安法 特定設備検査規則の例示基準の質疑応答集(H24)においてJPI-7S-15-1999に従うよう明示されており、ASMEの最新版と同じJPI-7S-65-2011はいまだに高圧ガス保安法で承認されていない。</p> <p>また、配管のP-Tレーティングについては高圧ガス保安協会の”KHK S0801(2004) 高圧ガスの配管に関する基準”が発行されており、この基準にも7S-15-1999によることの規定があり、ASMEの最新版と同じJPI-7S-65-2011が採用できていない。そのため日本では機器、配管ともに肉厚が厚くなるなど、最新のASMEに基づいて設計、建設されている他国の工場と比較してコスト高になっている。米国API(石油学会規格)では機能性基準が採用され、実施者の責任と判断の下で製品が作られている。これにより、機能を満たしつつ価格競争力のある製品の製造が可能となっているという実績がある。日本においても、原則として機能性基準を適用する規定としての運用は十分可能と思われる。また、製品の価格競争力を高め、維持するためにもこのような改正(もしくは運用)が必須と解される。</p>	石油連盟	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	10月17日	12月24日	高圧ガス保安法における大臣認定弁の規程の除外	<p>【内容】高圧ガス保安法で使用する弁に対して大臣認定弁の規程の適用を除外していただきたい</p> <p>【理由】高圧ガス保安法では、大臣認定品の規程があり、弁を使用する場合は大臣認定弁の使用が義務付けられているのが実態である。認定を取得するために一般弁を製作する過程に加えて追加の検査等が要求されていることや、認定を受けた場合でも使用条件を変更する場合は再認定の取得を要求されるなど価格競争力や納入期間、有効期限の管理に対して大きな制約を受けている。</p> <p>また、認定品を使用した場合の変更工事は、条件により軽微な変更工事とできる場合がある等、認定品に対する優遇措置が講じられている。</p> <p>一方、一般規格(日本石油学会[JPI]や米国石油学会[API])に基づいて製作される弁は、各規格にて必要な設計・検査の要求事項を整備しており、製造者の責任と判断のもとで機能を満たしつつ価格競争力のある製品の製造が十分可能である。</p> <p>従って、現行の認定品制度を用いなくても性能・品質の確保は可能と思われる。また、製品の価格競争力を高め、維持するためにも大臣認定弁の規程を除外することが必要と考えられる。</p>	石油連盟	経済産業省
12	10月17日	12月24日	高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任	<p>【内容】高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者認定制度において、検査組織の長および検査管理組織の長の代理者の選任を認めていただきたい。</p> <p>【理由】高圧ガス保安法では、保安統括者等の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその代理者を選任して、職務を代行させることが認められている。</p> <p>一方、同法の認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度においても、検査組織の長および検査管理組織の長を選任し、省令別表に定める業務を行っているが、保安統括者等と同様、疾病等により職務を行うことができない場合も想定される。</p> <p>これら検査組織の長、検査管理組織の長については、資格要件を満たす者から代理者を選任することで、省令別表に定める業務を代行することは可能であると考えられることから、代理者の選任を認めていただきたい。</p>	石油連盟	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	10月17日	12月24日	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<p>信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。要点は以下の通り。</p> <p>(1)受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと  (2)市場の競争を歪める行為が行われないこと  (3)投資が制限されること  (4)事務負担が重いこと</p> <p>なお、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされている。銀行法の出資規制は、改正金商法等の公布(平成25年6月19日)から1年以内に見直されることとなっており、独占禁止法の規定についても、銀行法並びで速やかに手当ていただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	公正取引委員会
14	10月17日	12月24日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>第3次解禁商品(*1)や全面解禁商品に係る下記規制を撤廃いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資先企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、手数料を収受する保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)</li> <li>・事業資金融資担当者による保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)</li> <li>・融資申込中の顧客(*2)に対する保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)</li> <li>・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)</li> <li>・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。</li> <li>・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。</li> <li>・銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。</li> <li>・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</li> </ul> <p>(*1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外  (*2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外</p>	一般社団法人 信託協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	10月17日	12月24日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。</li> <li>・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。</li> <li>・上記の非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃していただきたい。</li> <li>・銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。</li> <li>・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。</li> </ul>	一般社団法人 信託協会	金融庁
16	10月17日	12月24日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止している。</li> <li>・上記の構成員契約規制を撤廃していただきたい。</li> <li>・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。</li> <li>・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。</li> <li>・規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。</li> <li>・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。</li> <li>・金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。</li> <li>・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。</li> <li>・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。</li> </ul>	一般社団法人 信託協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	10月17日	12月24日	役員を受益者とする自社株式交付スキーム(役員株式交付信託)の受益者確定時の本人確認免除	<p>・従業員および退職者を受益者とする自社株式交付スキーム(従業員株式交付信託)の受益者確定時においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第3条第6号の規定に基づき、受託者による受益者の本人確認が不要とされている。</p> <p>・従業員株式交付信託と同じ仕組みをとる役員向け制度である役員株式交付信託においても、同様に、受益者確定時において、当該受益者が導入企業(委託者)の役員である場合(受益者確定日が退任日であるものを含む。)は本人確認を不要としていただきたい。</p> <p>・役員株式交付信託は、役員報酬に係る会社法上の手続を経た上で、役員もしくは退任者に報酬として自社株式を交付するための信託であり、導入企業の役員または退任者が受益者となる。</p> <p>(1)会社の業績の向上を目指すインセンティブを経営陣に付与するため、会社の業績と連動する役員報酬の活用が資本市場において求められている中、役員株式交付信託における本人確認の事務負担を軽減し、役員への株式交付の手續に要する期間を短縮することは、インセンティブの付与を達成する役員報酬の多様化を図るものであり、資本市場における期待に応える制度改正となる。</p> <p>(2)受益者が役員の場合、交付対象者や交付先口座は、企業の協力のもと確認するため、仮名によりマネロン等に利用される危険性が低く、本人確認の意義は小さい。</p> <p>(3)犯収法施行規則第3条第6号で従業員株式交付信託の受益者は本人確認の対象から除外されているところ、受益者が従業員か役員かの違いで取扱いを異にする合理性はなく、同様の信託の仕組みを活用する役員株式交付信託の受益者も同等の取扱いが許容されるのが公平であると考えられる。以上のことから、犯収法施行規則第3条の「信託の受益者から除かれる者に係る契約」として以下の契約を追加頂きたい。</p> <p>「株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、役員への株式報酬制度(インセンティブ・プラン等)と認められる範囲で、対象役員(株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の役員をいう。)に株式又は現金の交付を行うことを目的とした信託契約」</p>	一般社団法人 信託協会	金警察庁
18	10月17日	12月24日	個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産の運用対象とすること	<p>・現状、個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産で購入することは認められていない。</p> <p>・個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。</p> <p>・教育資金贈与信託は、高齢者世代から孫世代への資産移転を後押し、子育て世代の教育費負担軽減を通じて経済の活性化に繋がることを目的に平成25年度税制改正において新たに創設された制度(租税特別措置法第70条の2の2)である。</p> <p>・教育資金贈与信託は、受益者の直系尊属が委託者となり、この受贈者を受益者とする信託であり、受益者は個人に限定されている(租税特別措置法第70条の2の2第2項)。</p> <p>・教育資金贈与信託の運用対象は、特段の制約はなくその制度趣旨から安定的な運用を顧客は望んでいるが、個人向け国債については、個人向け国債の発行等に関する省令等の定めがあることにより、教育資金贈与信託の信託財産で購入することができない。</p> <p>・個人向け国債は、元本保証、最低金利保証など、安全性が高い商品であり、教育資金贈与信託で個人向け国債の購入が可能になれば安全運用の選択肢が拡大することが可能となるため、個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産で購入することを可能としていただきたい。</p> <p>・また、教育資金贈与信託に購入が認められれば、国債の安定消化にも資すると考えられる。</p> <p>・なお、すでに特定贈与信託(特定障害者扶養信託)については、個人向け国債をその信託財産の運用対象とすることが認められている。</p>	一般社団法人 信託協会	財務省



番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
19	10月17日	12月24日	厚生年金基金における財政決算報告書の提出期限の見直し	<p>厚生年金基金の財政決算報告書は、厚生労働省に9月末までに提出することとされている。</p> <p>一方、決算に用いる数値の一部を算出するには、例年8月上旬に公表される厚生年金本体の運用実績利回りが必要である。</p> <p>現状では財政決算に対し厚生年金基金において十分な検討時間を確保することが困難であるため、厚生年金基金の財政決算報告書の厚生労働省宛て提出期限を1ヶ月延長、もしくは厚生年金本体の運用実績利回りの公表時期を早めていただきたい。</p> <p>代行部分の中立化の進展のため、「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)により継続基準においては期ズレ解消が行われたが、期ズレ解消のため必要となるコロガシ利回りの確定時期が8月上旬であるため、財政決算に対し厚生年金基金において十分な検討時間を確保することが困難になっている。</p> <p>したがって、期ズレ解消が行われる前に定められた厚生年金基金の財政決算報告書の厚生労働省宛て提出期限を1ヶ月延長して10月末としていただきたい。</p> <p>もしくは、期ズレ解消のため必要となるコロガシ利回りの確定時期を前倒して(たとえば、7月中旬頃)公表していただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省
20	10月17日	12月24日	厚生年金基金における財政再計算報告書の提出期限の見直し	<p>厚生年金基金の財政再計算報告書は厚生労働省に11月末までに提出することとされている。</p> <p>平成21年度決算より継続基準における最低責任準備金の期ズレが解消されたことに伴い例年8月上旬に公表される厚生年金本体の運用実績利回りを待って決算数値が確定することとなった。決算数値が確定する時期が遅くなったことにより再計算に関する検討期間が短くなっており、十分な検討ができない恐れがあるため、財政再計算報告書の提出期限を変更計算報告書や変更計算基礎書類の提出期限と同様に翌年2月末までに延長していただきたい。</p> <p>「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について(平成21年7月10日年発0710第5号)により継続基準における最低責任準備金の期ズレが解消されたため、平成21年度以降の財政決算からは、厚生年金本体の運用実績利回りが公表されない限り、財政決算数値が確定できなくなった。(以前は、厚生年金本体の運用実績利回りの公表を待たずして決算数値を確定することができた。)</p> <p>財政再計算は、決算数値をもとに算出するものであるため、決算数値の確定時期が遅れたことにより財政再計算の検討期間が短くなっており、財政再計算報告書の提出期限までに十分な検討ができない恐れがある。</p> <p>変更計算報告書や変更計算基礎書類の提出期限は翌年2月末までとなっており、財政再計算報告書の提出期限のみ11月末までとなっているため、財政再計算報告書の提出期限についても翌年2月末までとしていただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
21	10月17日	12月24日	厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	<p>設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)~(3)が認められている。(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちのいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。</p> <p>設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)~(3)が認められている。</p> <p>(1)特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(継続基準上の積立不足額)を基に計算する方法(2)非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法(3)特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額&gt;(2)により計算する額&gt;特別掛金収入現価を基に計算する額」となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることができない。より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省
22	10月17日	12月24日	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	<p>確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。(1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率、(2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率、(3)として「資格喪失時の(1)の率」を追加し、当該予定利率は(1)~(3)のいずれか低い率としていただきたい。(厚生年金基金の加算部分も同様)</p> <p>資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため。</p> <p>【例】50歳:資格喪失し脱退一時金2号対象者となる。60歳:老齢給付支給要件を満たす。60歳:老齢給付に代えた一時金を取得する。という前提を考える。また、下限予定利率:&lt;50歳時&gt;2.0%、&lt;60歳時&gt;2.5%、資格喪失から老齢給付支給要件充足時までの据置利率:0%とし、60歳時点で財政計算を実施しているとする。資格喪失時一時金:100万円(=2.0%ベースの年金現価)、老齢給付支給要件充足時一時金:100万円、資格喪失時設定の60歳以降給付額:10万円(換算率2.0%ベース)、⇒60歳において一時金を取得する際に「DB規則第24条の3第1号イ」の率を算出すると、2.5%となる。このとき、年金額が10万円のままの場合、一時金が100万円のままでは、DB規則第24条の3第1号イおよびDB法施行令第23条の規定に抵触してしまう。(2.5%ベースでの年金現価&lt;100万円のため)</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
23	10月17日	12月24日	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	<p>確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。 当該者について、支給の繰下げを認めていただきたい。</p> <p>確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。 一方で、上記該当者が老齢給付金の支給要件を満たした場合には老齢給付金を支給しなくてはならないとも考えられる。 上記該当者が老齢給付金を希望する場合、繰下げの申し出ができないため、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態(未請求状態)となるが、この間に時効により脱退一時金が失効する場合もあり、同時に老齢給付金の受給権が失効する可能性もある。 このような未請求状態は法令上規定されておらず不明確であるため、受給権保護の観点から明確化を要望するもの。</p>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省
24	10月17日	12月24日	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について	<p>確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めていただきたい。 DB制度の終了・解散と同時に企業型年金の資産管理機関へ移換する場合は、企業年金連合会への移換が認められているが、加入者にとってみれば、上記の一時に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられ、各加入者に対し柔軟な選択肢を設定可能とする観点から、当該者についても移換可能としていただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省



番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
25	10月17日	12月24日	確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて	<p>・確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合の同意手続きは、次の通りとなっている。</p> <p>(1)確定給付企業年金の一部を移換する場合 以下の同意が必要&lt;確定給付企業年金法第117条第2項&gt; (1)企業型年金移換対象者の1/2同意 (2)企業型年金移換対象者以外の1/2同意 (2)確定給付企業年金を制度終了(解散)させる場合 移換対象者が一部の場合は、以下の同意が必要&lt;確定給付企業年金法施行令第90条第2項&gt; (1)企業型年金移換対象者の1/2同意 (2)企業型年金移換対象者以外の1/2同意 《要望内容》 ○要望A:(1)(2)の同意は不要としていただきたい。 ○要望B:(1)について、移換対象者が一部の場合に限り同意が必要としていただきたい。((1)の取り扱いについて(2)と同様にしていただきたい。)(厚生年金基金制度についても同様。) ○要望A:平成23年12月26日付の確定給付企業年金法施行令の改正により、企業型年金への移換に際し、積立金のうち企業型年金への移換に係る部分と移換相当額の差額のみ一括拠出すればよいことに緩和された(従来は制度全体の不足を解消する必要があった)。そもそも(1)(2)の同意は、企業型年金へ移換する原資を移換対象者以外の者にも確保したうえで、企業型年金へ移換しないことについて行うものと考えられる。本施行令の改正により企業型年金移換対象者以外の者は、企業型年金へ移換する原資が確保されていない状態(積立不足がある状態)が許容されることとなり、したがって当該同意は不要と考えられるため。 ○要望B:企業型年金移換対象者が全員である場合において、下記2点が考えられるため。 ・(2)では不要となる一方で(1)は必須であり平仄が取れていないこと。 ・規約変更同意及び給付減額同意をもって、加入者の意思表示の機会があり、それに加えての当該同意は不要と考えられること。(厚生年金基金制度についても同様。)</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省
26	10月17日	12月24日	確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化	<p>(現状の規制について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継においては、発生の都度、認可/承認申請を行う必要がある。</li> <li>・認可/承認申請に際し、事業主や労働組合等の同意、基金型の場合は代議員会での議決等の手続きが必要となる。</li> <li>・あわせて、給付減額となる場合は給付減額に関する同意も必要となる。</li> </ul> <p>(要望内容について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約においてあらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継であるため、発生の都度の認可/承認申請は不要としていただきたい。</li> <li>・また、規約に定めた内容に沿った運営であるため、代議員会での議決や労働組合等の同意も不要としていただきたい。</li> <li>・あわせて、給付減額の有無の判定は不要とし、権利義務移転承継に係る本人同意のみ取得することとしていただきたい。</li> <li>・なお、権利義務移転・承継のスキームで手続きの簡素化が難しい場合は、「脱退一時金相当額の移換」における加入者期間の要件(=規約で定める老齢給付金を支給されるための加入者期間を満たしていないこと)を削除することもあわせて検討いただきたい。</li> <li>・昨今、企業グループ内での人材交流が増加しており、個人単位の権利義務移転・承継が増加している。当該事象が発生の都度、認可/承認申請が必要となり、手続きが非常に煩雑であるため、企業グループにおける人材交流の負荷が高いのが現状である。</li> <li>・企業の競争力維持・強化のためには、グループ企業間での円滑な人材交流は必須であり、手続きの簡素化が望まれているところである。</li> <li>・「中途脱退者」の「脱退一時金相当額の移換」においては、本人が希望することを前提に認可/承認申請等の手続きが不要となる。個人単位の権利義務移転・承継においても、当該手続きと同様に簡素化されるのが望ましい。</li> <li>・給付減額の同意に関しては、予め規約に定めてあること、権利義務移転承継の本人同意は取得することから、不要としていただきたい。</li> <li>・なお、同一確定給付企業年金制度内におけるグループ間の異動の場合は、過去分のみを保証すれば給付減額の判定は不要とされている。</li> </ul>	一般社団法人信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
27	10月17日	12月24日	確定給付企業年金制度における代行返上後の非継続基準に係る緩和措置	<p>・今般の厚年法改正に伴い、代行返上する厚生年金基金について、代行返上後の確定給付企業年金制度における緩和措置を講じていただきたい。</p> <p>・今後、厚生年金基金制度を代行返上し、確定給付企業年金制度へ移行する基金が増加することが見込まれるが、最低責任準備金を返還することにより、積立比率が大幅に低下し、代行返上後の非継続基準の財政検証において大幅な掛金引上げが必要となる可能性がある。</p> <p>・確定給付企業年金制度への移行支援策として有効に機能させるために、当面の措置として代行返上する厚生年金基金について、非継続基準の対応による追加掛金が生じないように非継続基準を緩和していただきたい。また、中長期的で安定的な財政運営が可能になるように、回復計画方式の復活や積立比率方式の計算方法の見直しなどもご検討いただきたい。</p> <p>加えて、確定給付企業年金制度における解散時の一括拠出基準についても同様に緩和措置を講じていただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省
28	10月17日	12月24日	既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	<p>確定給付企業年金又は厚生年金基金の中途脱退者は、確定拠出年金法第2条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。</p> <p>従って、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることができないが、当該者についても移換を申し出ることを可能としていただきたい。</p> <p>企業年金制度の再編等に伴う事業所脱退など本人の選択の余地なく中途脱退が少なからず生じている現在の状況を踏まえ、企業年金の通算により老後の所得確保を推進する観点から、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者について、脱退一時金相当額の移換を申し出ることを可能としていただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
29	10月17日	12月24日	中退共解約前から実施する確定給付企業年金への解約手当金の移換	<p>中小企業退職金共済契約者が中小企業者でない事業主となり共済契約が解除された際に、当該共済契約者が共済契約解除後三月以内に確定給付企業年金を実施した場合は、解約手当金を確定給付企業年金に移換することが可能とされている。</p> <p>一方で、共済契約の解除前から確定給付企業年金を実施している場合は、解約手当金を当該確定給付企業年金に移換することが不可とされているが、これを可能としていただきたい。</p> <p>共済契約の解除は共済契約者の選択ではなく中小企業者でない事業主となったことによるものであり、また被共済者の老後の所得確保の観点に鑑みて、共済契約の解除前に確定給付企業年金を実施している場合についても解約手当金を確定給付企業年金に移換することを可能としていただきたい。</p>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省
30	10月17日	12月24日	確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金運営管理機関は厚生労働大臣の登録を受けるため、登録申請書を提出する必要があるため、当該申請書の記載事項に役員の兼職状況が含まれている。</li> <li>・当該申請書記載事項に変更が発生した場合、2週間以内に財務局および厚生労働省に届出を提出する必要があるが、銀行等が確定拠出年金運営管理機関を営む場合、役員の兼職状況に係る届出を不要として頂きたい。</li> <li>・銀行および銀行等（銀行法第52条の61第1項及び銀行法施行令第16条の8に定義される銀行代理業）については役員兼職規制*があり、銀行等が銀行代理業を営む場合や登録金融機関として金融仲介業務を行う場合においては役員の兼職状況の登録申請および変更届出は不要とされている。</li> <li>・こうした事情に鑑み、銀行等が確定拠出年金運営管理機関を営む場合、役員の兼職状況に係る届出を不要として頂きたい。</li> <li>・なお、信託協会では、現状では本件同様役員兼職届出が必要となる信託契約代理業に関する届出書緩和要望を展開してきたことを申し添える。</li> <li>* 銀行法第7条により、銀行の常務に従事する取締役は他の会社の常務に従事することが原則認められておらず、他の会社を兼職する場合には内閣総理大臣の認可が必要である。</li> </ul>	一般社団法人 信託協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
31	10月17日	12月24日	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し①(指定登録所の増設)	<p>動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、指定登記所を各地方の主要都市に拡大する。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。</p> <p>【提案理由】  現在、東京法務局(中野)に取扱いが限定され、地方金融機関ではタイムリーな対応が困難である。オンラインや郵送による申請も可能だが、実態は法務局に出向き担当者から不備の指摘を受けながら申請書を作成することが多い。司法書士の出張費や郵送費等により、不動産登記に比べお客様の負担が大きい。動産・債権譲渡登記が全国的に広まりつつあることを踏まえ、対抗要件具備の先後に関するルール、全指定法務局の登記情報を一元管理する体制を整備し、指定法務局を拡大すべきである。特に、東日本大震災で被災した企業に、動産・債権譲渡登記制度を利用した融資を行うことも想定され、タイムリーな対応のためにも、被災地の法務局については優先した対応をお願いする。</p> <p>所管官庁より、「相当額の経費を要することとなるため、現状においては困難」、「オンラインによる申請については、より利用しやすい制度となるよう、引き続き検討」との回答があったが、地元の登記所に出向き相談しながら手続きを進めたいとのニーズは根強いと、中長期的な課題として引き続き検討いただきたい。なお、オンライン申請については、不動産登記と同様に添付書類の別送を認めるなど、より使いやすい制度となるよう改善をお願いしたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省
32	10月17日	12月24日	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し②(登記内容に変更や誤りがあった場合の迅速処理等)	<p>動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、登記内容に変更や誤りがあった場合、順位(登記設定の日時)を維持したままの変更・更正登記や、登記申請段階で不備の指摘があった場合の即日補正(受け付けられた状態での補正)の手続きを整備する。</p> <p>【提案理由】  変更・更正登記については、現状は認められておらず再申請する必要があり、その間に他の登記や占有改定に劣後してしまう恐れがある。商品名や保管場所の変更・追加、債権者の法人名変更など、担保対象動産の範囲に関わらない登記事項(登記の同一性が維持される範囲に限る)については、変更・更正理由を登記上明記することのルール化や異議申立て制度を整備し、変更・更正登記を可能とすべきである。</p> <p>即日補正についても現状は認められておらず、登記申請段階で不備が発見された場合、申請が却下され、改めて書類を作成し、再申請する必要があり、その間に他の登記等に劣後してしまう可能性があるため、不動産登記と同様に可能とすべきである。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
33	10月17日	12月24日	提携教育ローン、提携リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>(a)大学等との提携による教育ローン、および(b)提携リフォームローンを割賦販売法による規制の対象外とする。</p> <p>【提案理由】 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。その際、登録業者としての対応負担が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。特に以下のローンは顧客ニーズが高い。 (a)大学等(国公立・私立の学校&lt;大学・短大・高専・高校・中学・小学校&gt;や私立の専門学校)との提携による教育ローン 学校側は入学案内や入試案内と共に地元金融機関の金利優遇等のある提携教育ローンを案内したいとのニーズがある。 平成20年の割賦法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、大学等(特に国公立の大学等)にはそうした懸念はないと考えられる。 なお、金利優遇等を伴わない場合も、経産省作成のFAQを見ると銀行の教育ローンのパンフレット等の設置も個別信用購入あっせんとみなされる可能性が否定できず、それすらも行えないとする銀行もあり、顧客利便を損なっている。 (b)リフォームローン 東日本大震災の復興需要の本格化に加え、環境対応のための太陽光パネルの設置や高齢化のためのバリアフリー改修などのリフォーム案件が増加すると考えられ、銀行もリフォーム業者との連携により、お客様に安定かつ低利の資金を提供することが求められている。所管官庁からの回答に「高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブルの増加が平成20年度改正の背景になっている」とあるが、例えば、リフォーム瑕疵保険加入事業者との提携によるものに限定するなどの方策をとれば、消費者保護上の問題は少ないと考える。</p>	一般社団 法人全国 地方銀行 協会	経済 産業省
34	10月18日	12月24日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の適用の見直し	<p>銀行等が扱う提携教育ローンについて、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ①平成20年の割賦販売法改正により規制対象が拡大された結果、銀行等が扱う提携教育ローンも、個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。②その際、登録業者としての対応負担(個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店(販売業者)の契約時調査等が求められる)が増加すると見込まれたため、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。また、取扱いを継続する場合においても、提携教育ローンの事務フローが煩雑化したことにより、商品そのものの利便性の低下も指摘されているところである。③こうしたなか、大学等の学校や顧客からは、銀行等の扱う提携教育ローンを利用したいとの希望も寄せられているところであり、当該商品を割賦販売法の規制対象外として頂きたい。</p>	都銀懇話 会	経済 産業省



番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
35	10月29日	12月24日	預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の規制対象から除外	<p>平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。</p> <p>については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。</p> <p>○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。</p> <p>○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省
36	10月17日	12月24日	普通銀行本体における不動産関連業務の取扱い解禁	<p>普通銀行本体における不動産関連業務(信託併営業)の取扱いを解禁する。</p> <p>それが難しい場合には、例えば「企業再生支援」、あるいは「遺産整理」や「事業承継」に関連した不動産業務に限定して解禁する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>大都市圏を除く地方では、専門信託銀行の店舗数が少なく、専門信託銀行が主力業務としている不動産関連サービスの提供に関して地域間格差が生じ、これが地方の不動産マーケットの活性化を阻む一因となっている。地方銀行に不動産関連業務が認められれば、地域の個人のお客様に対してより利便性の高いサービスを提供できるほか、地域企業の再生を円滑に進めることが可能となる。メガバンクではグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産関連業務を禁じている意味合いは薄いと考えられ、また、銀行間のイコール・フッティングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。解禁が難しい場合には、例えば「企業再生」、あるいは「事業承継」や「遺産整理」に関連した不動産関連業務に限定して認めることも検討いただきたい。中小企業金融円滑化法が終了し、地方銀行に対しては、コンサルティング機能の発揮による地域の中小企業の抜本的な企業再生への支援がいままで以上に求められている。また高齢化の進展により、遺産整理や事業承継への総合的な支援に関する地銀へのニーズも高まると考えられる。銀行本体で遊休不動産の売却支援などを行うことができれば、そうした支援をより円滑に行うことができると考えられる。所管官庁より「他業を営むことによるリスク遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、対応は困難」との回答がなされているが、グループ内信託銀行で不動産関連業務を営んでいるメガバンクグループとの整合性をどう考えるのかについて説明いただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁